

平成18年6月13日(火曜日)第2回定例会

○出席議員(21名)

1番	新宮征一	議員	2番	佐藤毅	議員
3番	鴨田俊廣	議員	4番	榎津博士	議員
5番	木村寿太郎	議員	6番	松田孝	議員
7番	猪倉謙太郎	議員	8番	石川忠義	議員
9番	鈴木賢也	議員	10番	荒木春吉	議員
11番	柏倉信一	議員	12番	高橋勝文	議員
13番	高橋秀治	議員	14番	佐藤良一	議員
15番	佐藤暘子	議員	16番	川越孝男	議員
17番	内藤明	議員	18番	那須稔	議員
19番	佐竹敬一	議員	20番	遠藤聖作	議員
21番	伊藤忠男	議員			

○欠席議員(なし)

○説明のため出席した者の職氏名

佐藤誠六	市長	荒木恒助	役
安孫子勝一	収入役	大谷昭男	教育委員長
奥山幸助	選挙管理委員会委員長	佐藤勝義	農業委員会会長
那須義行	総務課長(併) 選挙管理委員会事務局長	片桐久志	総合政策課長
秋場元	総合政策課 財務室長	菅野英行	総合政策課行財政 改革推進室長
尾形清一	総合政策課企業 立地推進室長	三瓶正博	税務課長
有川洋一	市民生活課長	浦山邦憲	建設課長
柏倉隆夫	建設課 都市整備室長	犬飼一好	花・緑・せせらぎ 推進課長
佐藤昭	下水道課長	安孫子政一	農林課長
兼子善男	商工観光課長	斎藤健一	健康福祉課長
鈴木英雄	会計課長	荒川貴久	水道事業所長
兼子良一	病院事務長	芳賀友幸	教育長
熊谷英昭	学校教育課長	菊地宏哉	学校教育課 指導推進室長
工藤恒雄	生涯学習スポーツ 振興課長	安孫子雅美	監査委員
宇野健雄	監査委員 事務局長	清野健	農業委員会 事務局長

○事務局職員出席者

鹿間康	事務局長	安食俊博	局長補佐
渡辺秀行	総務主査	大沼秀彦	総務係長

平成18年6月第2回定例会

議事日程第4号

第2回定例会

平成18年6月13日(火)

午前9時30分開議

再開

日程第1 一般質問

散会

平成18年6月第2回定例会

本日の会議に付した事件

議事日程第4号に同じ

再 開 午前9時30分

○新宮征一議長 おはようございます。

ただいまから本会議を再開いたします。

本日の欠席通告議員はありません。

出席議員は定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の会議は、議事日程第4号によって進めてまいります。

一 般 質 問

○新宮征一議長 日程第1、昨日に引き続き、一般質問を行います。

一般質問通告書

平成18年6月13日(火)

(第2回定例会)

番号	質 問 事 項	要 旨	質 問 者	答 弁 者
15	森林を活用した森林セラピー(療法)への取り組みについて	森林セラピー(療法)について、どのように考えるか 自然を生かしながら、健康づくりの里として森林セラピーを取り入れた山村交流基地の取り組みについて	18番 那 須 稔	市 長
16	食育への取り組みについて	食育基本法を受けての食育推進基本計画の策定について 食育の推進に関する普及、啓発を図るための取り組みについて 食育の推進による農産物の地産地消の取り組みについて 学校における食育の取り組みと栄養教諭の配置について		市 長 教育委員長
17	文字・活字文化振興について	昨年7月に公布、施行された12条からなる同法では、地方公共団体に施策の策定と責務及び地域における文字・活字文化の振興を求めているが、本市においての具体的な施策内容について伺います。また、学校教育における言語力の涵養を求めているが、本市教育委員会の対応を伺います	10番 荒 木 春 吉	教育委員長
18	家畜排泄物の処理対策について	平成11年秋季に施行された家畜排泄物処理法では、平成16年の本施行までに酪農家は堆肥舎や簡易施設等を設けて排泄物を適正に処理しなければならないと規定しています。本市内の未整備の17戸はその後どのように対応されているのか伺います		市 長

19	今国会の重要法案 に対する市長並び に教育委員長の見 解を問う	医療法改正（案）の諸問題と寒河江市 の対応について 教育基本法改正（案）の内容について	20番 遠藤聖作	市長 教育委員長
----	--	---	-------------	-------------

那須 稔議員の質問

○新宮征一議長 通告番号15番、16番について、18番那須 稔議員。

〔18番 那須 稔議員 登壇〕

○那須 稔議員 おはようございます。私は、所属している政党、公明党と、通告してある件に関心を持っている市民を代表して、私の考えを交えながら質問をさせていただきます。

初めに、通告番号15番、森林を活用した森林セラピーへの取り組みについてお伺いいたします。いつまでも健康でありたい、元気で毎日を送りたい、だれもが願うところであります。健康志向の今日、ウォーキングをはじめ健康体操、スポーツへの参加、食生活への配慮など、多くの方が健康づくりに取り組んでおります。そんな中、健康な社会を目指し、病気を未然に防ぐ予防医療が注目されてきています。健康で快適な生活を送るためには、病気にかからないようにすることであり、いかに予防をしていくかにかかっています。今後、市民の治療より予防という予防医療へのニーズは、ますます高くなっていくことが予想されます。本市において、予防医療の一環として、地域と一体となつての健康教室の開催、適切な保健指導、食生活改善への取り組み、健康診査などの健康づくり事業に積極的に取り組み、大きな予防効果を上げられております。また、平成15年には健康づくりの方向性や、具体的な目標値の設定などについて作成された健康さがえ21によって、市民の健康への取り組みが進められております。

一方、インターネットなど高度化する情報化社会、また景気がよくなったと言われていますが、まだまだ不安定な経済状況、そうした目まぐるしい生活において、知らず知らずのうちにストレスが蓄積されております。疲れた心をほぐし、体をリフレッシュさせたい、そんな願いにこたえて森林を活用し、医療やリハビリテーションなどを行う森林セラピーが近年注目を集めております。森林の緑や樹木の香りは心を落ちつかせ、気分をすっきりさせてくれることは、私たちの日常においても経験していることだと思います。こうした森林浴のリラックス効果は、健康増進や病後のリハビリなどに役立つとともに、山村地域の振興にも広がり期待できるものと考えるところであります。

ここで、森林浴についての報告事例を紹介したいと思います。その一つが、昨年6月に森林浴による健康増進を図る森林セラピーの医学的効果について、国内外の研究者が意見を交わす森林セラピー国際シンポジウムが東京で開催され、森林のいやしの効果がさまざまな医療に活用できるとの報告がされております。シンポジウムでは、120年前から森林療法を取り入れ、医療保険も適用している森林療法の先進地ドイツの研究者が研究の成果を発表、森林の散策は体のリズムを整える効果があり、手術後のリハビリなどに向いているとドイツの森林の活用法を説明。また、もう一つの事例は、林野庁と日本医科大学の実験によって、森林浴には一つには副交感神経活動の高進、交感神経活動の抑制、二つにはストレスホルモンのコルチゾールの濃度低下、三つ目にはナチュラル・キラー細胞が活性化することなどがわかってきたと報告されています。

平成16年に産学官の連携で森林セラピー研究会が発足し、国も研究予算を計上しております。その翌年の平成17年4月から認定に向けた森林セラピー研究会において、医学的解明の科学的検証が

研究され、森林がもたらす健康増進やいやしの効果が科学的にもわかってきております。また、平成17年度より森林セラピー総合プロジェクトチームが開始され、候補地として27カ所を選び、今年7月からは林野庁と国土緑化推進機構がその中からモデル地域を選定、小国町をはじめ10カ所が森林セラピー基地、セラピーロードとして認定されております。所管する林野庁では、今後、多くの基地が認定されれば大きく盛り上がり、長く続くのではないかと期待を寄せています。

社会の移り変わりの中で、山村の振興は厳しいものがあります。そういう中であって、本市の山村の状況も例外ではないと思います。山村の振興策、また健康づくりの一環として、長年受け継いできた自然を生かしながら、新しい視点での健康づくりの里として森林セラピーに取り組んでみてはいかがでしょうか。以上のことからお伺いいたします。

一つには、先ほど来述べてきました森林セラピーについてどのように考えをお持ちなのかお伺いいたします。

二つには、自然を生かしながら健康づくりの里として森林セラピーを取り入れた山村交流基地、あるいは森林散策の遊歩道を中心としたセラピーロードの取り組みについていかがなものかお伺いいたします。

次に、通告番号16番、食育への取り組みについてお伺いいたします。

かつては、自分の家で作った野菜や米などでどこの家庭でも一緒に料理をしたり、食卓を囲んだりすることにより、親子のコミュニケーションや料理を通じた教育を家族が担ってきました。最近の傾向として、女性の社会進出が進み、食生活において以前と変わった変化が見られるようになってきております。そんな中、食育の重要性が叫ばれています。食育とは、規則正しい食生活を身につけ、自分で自分の健康を考えて食べ物を選ぶなど、健康で元気な力をつけること、すなわち自己管理能力をつける教育であります。食育は、生きる上での基本であり、知育、徳育、体育の基礎でもあると言われております。私たちの食生活の変化は著しく、私たちの体格も向上してまいりましたが、その反面、糖尿病患者が増加傾向にあるなど、生活習慣病の増加を引き起こしています。その原因は、食生活がおろそかにされていることと、栄養の偏りと不規則な食事にあると言われております。

また、食生活の乱れは、体への悪影響をもたらすのみならず、子供たちに集中力がない、切れやすいなど、心の形成過程にも大きなダメージを与えることが指摘されています。生まれてから毎日毎日だれもがとる食事の積み重ねがその人の健康な心と体をつくることを思うとき、子供のときから栄養や食事のとり方など、正しい適切な指導をしていくことが大事であることと、食べることの大切さを改めて認識させられるものです。子供だけに限らず、食生活の乱れが問題となり、食の安全に対する関心が高まる中、国民の心身の健康増進、改善を食から見直すことを目指し、昨年食育基本法が施行されました。以上のことからお伺いいたします。

一つは、食育基本法を受けての食育推進基本計画の策定についてお伺いいたします。

食育基本法では、一つにバランスのよい食生活を指導していくことで、将来の生活習慣病を未然に防ぐことが重要であること。第2として、正しい食文化を食育としてきちんと伝承していくことが必要であること。第3として、食糧の自給率増加やリサイクルを考えていくとともに、小中学校で農林水産への理解を深めるための体験活動の推進などが盛り込まれています。食育は、今後、各団体など多くの分野で連携して取り組んでいくことが重要となっていくと思われまます。今年の4月

に、食育基本法の考えを具現化する食育推進基本計画がスタートしております。市町村における食育推進基本計画の策定については、努力規定となっておりますが、食育の重要性を考えると、ぜひとも作成が必要だと考えます。そこでお伺いいたします。

一つに、本市における食育推進基本計画の策定についてどのように考えておられるのかお伺いいたします。

二つには、市民の食に関してアンケート調査などを実施し、食についての現状の把握を行ってはいかがなものかお伺いいたします。

二つには、食育の推進に関する普及・啓発を図るための取り組みについてお伺いいたします。

これまでも、本市においては、食育の推進に向けて活動されてきていることと思いますが、食育推進基本計画の中では、食育に関心を持っている人を70パーセントから90パーセントまでにふやすなど、そのほか具体的な目標数値が掲げられています。また、毎年6月を食育月間とし、重点的、効果的に食育運動を展開し、国民への浸透を進めるとし、また毎月19日を食育の日と定めて継続的に食育運動を進め、食育の幅広い世代への定着を目指していくとしています。そこでお伺いいたします。

一つには、食育月間と毎月の食育の日について市民に多く知らせるとともに、月間、日を活用した具体的な取り組みについてどのように考えているのかお伺いいたします。

二つには、食育についての食育ハンドブックなどの作成と普及についてどのように考えるのかお伺いいたします。

三つには、料理を通して子供の五感を最大限に発達させるとともに、子供自らが新しい可能性を発見していく体験型料理教室、これをキッズキッチンといいます。子供たちの手で全段階を進めていくところに特徴があります。食を通してマナーや段取り、約束を守ることなど、人が社会の中で生きていく上で大切なことを幼児のときから総合的に学べる食育の一つの形として生まれました。これらのキッズキッチンの保育所などでの取り組みについていかがなものかお伺いいたします。

四つには、食育や食品の安全をテーマにした講演会や、食育出前講座などの実施についてどのように考えるのかお伺いいたします。

三つには、食育の推進による農産物の地産地消の取り組みについてお伺いいたします。

地域で生産されるものを地域で消費するという地産地消の意識が市民の間に高まっております。市内の農産物直売所が大変なにぎわいを見せるなど、安全で安心、新鮮でおいしい農産物の提供を通じて、消費者と生産者の顔が見える関係が築かれてきております。私は、地産地消は地域の視点から農業を考える農業の地方分権であり、新たな農業の方向性を示すものであると考えます。本市においては、地産地消協議会による消費拡大運動の展開や、地産地消食料の日を定め、市内の保育所では毎月1回地元産を使用した給食を実施、それに市内の小学校においても、毎年9月に地元産を使用した給食を実施するなど、地元農産物の利用促進に積極的に取り組まれております。また、観光と一体となって、本当に熟した果物は寒河江に来て食べてもらい、本物の味、旬の味を知っていただくなど、訪れる方々には大変に喜ばれています。これらが相まって、本市の農業振興や地域の活性化につながっていくものと思います。そこでお伺いいたします。

一つには、地産地消のさらなる拡大に向けて、本市として具体的な目標値などを示した独自の地産地消計画の作成についてのお考えをお伺いいたします。

二つには、食育基本法の制定を受けて、食育を推進するに当たって今後地産地消をどのように推進していくのかお伺いいたします。

なお、学校における地産地消については、教育委員長からお答えをいただきたいと思います。

四つには、学校における食育の取り組みと栄養教諭の配置についてお伺いいたします。

現代の食生活で失われた一つが和食や伝統食、郷土食という形で受け継がれてきたバランスのとれた食生活だと言われております。このような伝統食、郷土食については、食生活改善運動や本市の学校給食でも取り入れられてきており、食文化の継承から大変に大事なことだと思っております。伝統食、郷土食は、住んでいる土地の四季折々の気候風土で育った旬の食材であり、栄養豊富で健康増進にも役立つと言われております。そのような伝統食、郷土食を取り入れたこれまでの学校給食における地産地消の取り組みと、今後の地産地消を取り入れた学校給食をどのように取り組んでいくのかについてお伺いいたします。

また、小中学校の学習において、食育についてどのような取り組みをされてきたのか。さらに、今後どのように取り組んでいくのかお伺いいたします。

次に、栄養教諭の配置についてですが、食の自己管理能力や望ましい食習慣を子供たちの身につけさせることを目的に、平成17年度より栄養教諭制度がスタートしました。栄養教諭は、子供が将来にわたって健康に生活していけるように指導するなど、学校内における指導にとどまらず、保護者への助言、また地域社会や関係機関と食育について連携を図り、食育の推進を健康教育の一環として行う専門家であります。その役割が大きく期待されるものです。栄養教諭の採用、配置は、県にゆだねられておりますが、食育の推進を考えると、本市において栄養教諭の配置が必要だと考えます。それら栄養教諭の配置についての御所見をお伺いし、第1問といたします。

○新宮征一議長 佐藤市長。

〔佐藤誠六市長 登壇〕

○佐藤誠六市長 お答えいたします。

まずは、森林セラピー、森林療法についてでございます。森林については、これまでに心身のリフレッシュや健康のために森林浴をするという森とのかかわりが国民に定着いたしまして、森林の緑は目の疲れをいやし、リラックス効果や気分を爽快にさせ、心を和ませるなど、そのいやし効果が認められ、国民の間で関心や期待が高まり、非常に注目されておると思います。

また、この森林セラピーは、森の自然があやなす風景や香り、音色や肌ざわりなど、森の命や力を実感することによりまして、私たちの心身に元気を取り戻させようとするものでございます。このため、国においては、平成16年3月に産学官連携による森林セラピー研究会というものを設立しております。森林が持ついやし効果の科学的解明や、効果的な森林セラピーメニューを確立し、平成17年度には国がリラックス効果が高く、森林の状況がよい森林セラピー基地6カ所、森林浴に適した森林セラピーロード4カ所の合計10カ所を指定しまして、将来は100カ所程度にふやし、森林セラピーを推進していこうということにしておるようでございます。

このようなことから、森林が持ついやしの効果の科学的解明はまだできていない状況ではあるようですが、森林は健康増進やいやしなど、その効果、効能が明らかになりつつあり、大変有効な療法だと思われませんが、本市としましては、森林セラピーに対する具体的な取り組みについては、現在のところは考えておりません。

それから次に、自然を生かしながら健康づくりの里として森林セラピーを取り入れた山村交流基地や、森林散策の遊歩道を中心としたセラピーロードの取り組みについてでございますが、御案内のように、本市ではこれまでの第4次振興計画の将来都市像を自然と環境に調和する美しい交流拠点都市寒河江といたしまして、花と緑、せせらぎ彩る寒河江をキャッチフレーズに、自然環境に配慮した美しい安らぎと潤いのあるまちづくりに取り組んでまいったところでございます。

また、緑資源の利活用として、森林の総合利用による都市と農山村の交流活動の推進に必要な森林空間、幸生の水辺の学校とか、そういう整備や交流拠点など、いわゆる幸生のふれあい友遊館の整備を推進してきたところでございます。

さらに、健康ウォーキングロード、第5次振興計画でも、田園と都市とが共生する土地利用の推進の中の施策の体系といたしまして、緑資源や水資源に配慮した豊かなまちづくりを掲げておるわけでございます。二の堰など親水広場の利活用や田園、里山自然や景観の保全に取り組んでいくこととしております。そして、これまでに幸生、田代地区などの中山間地域においては、田代地区の葉山村塾や幸生ふれあい友遊館などを基地としたグリーンツーリズムによる都市間交流を推進し、森林に囲まれた農村集落での体験農業や自然散策などが行われております。

また、いこいの施設としましては、谷沢沼周囲の恵まれた森林を整備してつくられた林間歩道のある総面積30ヘクタールの森林浴ができる憩いと遊び、自然との触れ合いの森であるいこいの森、そして市街地においては、自然と触れ合い、市民の交流の場となる松と緑の市民の憩うところの寒河江公園、そして親水公園である二の堰親水公園の整備を行ってきたわけでございます。

さらに、健康ウォーキングロードにつきましては、二の堰親水公園、古松の小径、さくらの丘、寒河江八幡宮、つつじ公園などをめぐる日本ウォーキング協会が実施した美しい日本の歩きたくなる道500に選定された寒河江眺望・長岡山への道や最上川フットパスなど、多くのいやし空間や健康ウォーキングロードの整備を行ってきたところでございます。このようなことから、恵まれた自然森林並びにこれまでに整備してきたところのいこいの施設や、健康ウォーキングコースなどを有効活用することが大事なことであると思っております。森林セラピーを取り入れた山村交流基地の新たな採択については、今のところ考えていないところでございます。

次に、食育基本法にかかわる何点かの質問にお答えいたします。

まず第1に、寒河江市食育推進計画の策定と市民の食に関するアンケート調査についてでございますが、御案内のとおり、国においては健全な心と体を培い、豊かな人間性をはぐくむことにより、現在及び将来にわたる健康で文化的な国民生活、豊かで活力ある社会の実現を図るため、御案内のように、本年3月に食育推進基本計画を策定しておるわけですが、県においても、食育基本法に基づき食育推進会議、夢未来やまがた食育推進本部を立ち上げ、今年10月をめどに食育推進計画を策定する予定のようでございます。

食育は、あらゆる世代の国民に必要なものであり、特に子供たちに対する食育は、知育、徳育及び体育の教育の3本柱とともに、心身の健康と人格の形成に大きな影響を及ぼすものでございます。そのため、市の食育推進計画の策定については、国の食育推進計画との連携、整合性を図り、今後、組織化を予定している食育推進会議などの中で十分検討し、計画策定に向け前向きに取り組んでいきたいと考えております。

さらに、市民の食に関するアンケート調査については、国の21世紀における国民健康づくり運動の策定を受け、平成15年3月に健康さがえ21を策定する際に、具体的な健康づくりの目標価値を設定するために、市民の健康意識や食習慣、生活習慣の現状を把握することを目的にアンケート調査を実施しておりますが、今後、食育推進会議などの中でその必要性について検討してまいりたいと考えております。

次に、この食育の推進に関する普及・啓発についての取り組みについての御質問がございました。まず、食育月間と毎月の食育の日について、市民に広く周知し、月間と日を活用した具体的な取り組みについてでございます。

国の食育推進基本計画の中では、食育の一層の推進を図るため、6月を食育月間、そして毎月19日を食育の日と定め、普及・啓発活動を展開中であります。7月には、山形県において平成18年度第2回食育推進交流シンポジウムの開催が予定されております。本市におきましても、食育推進会議等で具体的な取り組み方策等について検討し、市報やJA広報紙などによる周知に取り組んでまいりたいと考えております。

次に、食育ハンドブック、いわゆる食育の教材の作成・普及についてでございますが、現在、教育、健康、農業関係等、それぞれの分野で必要に応じて独自のチラシなどを作成しているのが現状でございます。ハンドブックとなりますと、予算措置等の問題も絡みますので、今後食育推進会議の中で検討してまいりたいと考えております。

次に、キッズキッチン、体験型料理教室の実態についてでございますが、これまでも健康福祉分野において、幼児や児童を対象としたところののびのび食育教室や、親子食育教室などを通じた栄

養指導を実施しているのをはじめ、食生活改善に関する知識の向上に向けた食生活改善推進員養成講座、それから、栄養バランスのよい家庭料理の普及活動、それから、地域や学校との連携による健康教育を実施してきております。こうした事業は、徐々に市民に浸透してきておりますし、今後とも健康さがえの中でさらに推進してまいりたいと考えております。

次に、食育講演会や食育出前講座の取り組みについての質問がございました。

食育出前講座については、市と寒河江市食生活改善推進協議会が園児等を対象に実施しておりますが、食育講演会については、食育推進会議等の中で検討いたしまして、実施に向けて取り組んでいきたいと考えております。

それから、農産物の地産地消の取り組みについても御質問がございました。

まず、本市としまして具体的な目標値などを目指した独自の地産地消計画の策定についてでございますけれども、生産者と消費者の信頼関係の構築、食に関する理解と関心の増進を図るためにも、地産地消の推進は欠かせないものであります。今後、平成14年11月に設立した寒河江市地産地消推進協議会で十分検討いたしまして、生産者とも調整を図って、より実効性のあるところの寒河江市地産地消推進計画というものを策定してまいりたいと考えておるところでございます。

それから、この食育基本法の制定を受けて食育を推進するに当たりまして、今後の地産地消の推進についてでございますが、地産地消は消費者にとって地元生産者の顔の見える、安全安心で新鮮な農産物を購入することができ、一方生産者にとりまして、価格や数量の面で安定した需要が確保されれば、安心して生産に取り組むことができるものと期待されており、ひいては食糧自給率の向上にもつながるものと考えております。このため、本市では保育給食や学校給食において、地産地消給食の日や郷土料理、特産物を味わう週間の実施をはじめ、農業と物産まつりの開催など、生産者と消費者が一体となり、地産地消の推進に取り組んでいるところでございます。

また、県では毎月第3土、日を地産地消の日に定め、大型スーパーなどでの専門コーナーの設置を推進しているところであります。このようなことから、今後、さらに本市農業の振興や地域活性化を図るためにも、寒河江市地産地消推進協議会を中心に生産者団体や消費者団体等との連携を図りながら、地産地消の推進に努めてまいりたいと考えています。

私の方から以上です。

○新宮征一議長 大谷教育委員長。

〔大谷昭男教育委員長 登壇〕

○大谷昭男教育委員長 学校における食育の取り組みと栄養教諭の配置についてお答え申し上げます。

初めに、本市の小中学校における食育の実施状況についてであります。学校における食育につきましては、食育基本法において子供の健全な食生活の実現、及び健全な心身の成長が図れるよう、教職員の意識の啓発、地域の特色を生かした学校給食等の実施、農業や調理などの体験活動を通じた子供の食に関する理解の促進などの諸施策を講ずることがうたわれております。

本市におきましては、これまでも食育を教育の3本柱と言われております知育、徳育、体育と並ぶ重要な柱の一つに位置づけてきたところであり、平成14年度からは教育研究所に食と健康に関する研修部会を設置して、小中学校における食育について毎年研修会を開催するなど、教職員の食育に関する意識の向上と、その指導方法や内容のレベルアップを図ってきたところであります。

これを受けての小中学校における具体的な取り組みについて、幾つか申し上げたいと思います。小学校では、5年生を対象に稲作体験活動を実施しております。田植えから稲刈りまでの一連の作業及び収穫した米の調理や試食などの体験を通じて、農業や食の大切さを学んでいます。このほかにも、各学校において地域の方や生産者団体などの協力を得ながら、農業体験や収穫物の加工、調理などの特色のある体験活動が行われております。こうした取り組みを通じて、子供たちが食の大切さを理解し、生産する方への感謝の心、郷土愛や豊かな人間性が涵養されるよう努めているところでございます。

また、小学校給食については、食育の生きた教材ととらえて、学童期における望ましい食生活習慣を身につけさせることなどを主眼に実施してきております。小学校給食における地産地消の取り組みにつきましてはありますが、子供たちが食を通して健康のことを考えたり、安全性の問題や生産、加工、流通などの社会とのかかわり、さらには古くから伝わっている伝統行事や食文化などを理解する上で大きな役割を果たしており、食育推進の観点からも大変有意義であると、このように考えております。このため、学校給食の献立表の作成に当たっては、地域の食文化を大切にしながら、地元でとれる旬の食材をできるだけ豊富にとれるよう心がけてきているところです。特に毎月の献立に郷土料理や郷土の特産物を味わおうというテーマを掲げた週間を設定するなど、日ごろから地産地消の推進に心がけてきているところです。今後とも生産者団体などの協力を得ながら、さらなる地産地消の推進に努めてまいりたい、このように考えております。

中学校においては、小学校で培ってきた食に関する知識や体験を基礎に、これらをさらに発展させて自分の健康を自分で考え、栄養のバランスがとれた食事を自分でつくることができる、そういう能力のある子供の育成を図るため、保健体育や家庭科、総合的な学習の時間などに食と健康、栄養に関する指導や調理実習などを行ってきております。また、生徒と保護者向けに食と健康だよりを毎月発行し、中学生にとって望ましい食生活のための情報提供や啓発を行ってきているところです。さらには、学校栄養士が学校に出向き、健康、栄養、食生活についての指導を行っているところです。今後、核家族の振興、生活様式や価値観の多様化などに伴って食育の重要性はさらに高まるものと考えています。このため、現在策定中の教育振興計画の中の重点施策に位置づけながら、

小中学校における児童生徒に対する食育のより一層の充実を図ってまいりたいと考えております。さらに、PTA研修会などのあらゆる機会をとらえて、保護者に対する食や健康に関する知識の普及と意識の高揚など、家庭の教育力の向上を図って、学校、家庭、地域及び関係機関と一体となった食育推進を図ってまいりたい、このように考えています。

次に、栄養教諭の配置について申し上げます。御案内のとおり、栄養教諭制度は、児童生徒の食生活の乱れが深刻化する中、学校における食に関する指導を充実し、児童生徒に望ましい食生活を身につけさせるために、平成17年度からスタートした制度でございます。その中で、栄養教諭は、栄養に関する専門性と教育に関する資質をあわせ持つ専門職員として、食に関する指導の充実に重要な役割を担うことが期待されております。県内では、今年度ようやく1名が採用され、県内すべての小中学校の指導のために、県の教育庁スポーツ保健課に配置されております。本市といたしましては、今後の食育を推進し、次の世代を担う子供たちの健全な育成を図るために必要な人材であり、できるだけ早急な配置を県に要望してまいりたい、このように考えているところです。

以上でございます。

○新宮征一議長 那須 稔議員。

○那須 稔議員 2問目に入らせていただきますけれども、先ほど私のいろいろと提案という形で質問させてもらったことでありますけれども、真摯に受けとめていただいて御検討いただき、大変にありがとうございました。

まずは、森林セラピーでありますけれども、これはちょうど昨年の11月、私どもと小国町の方で協賛で森林セラピー基地というようなことでの研修会を開催をしました。これには、林野庁から担当官が来まして、それぞれ先ほど申しあげた森林浴による効果ということなどを含めながら研修をしたわけでございますけれども、非常に、今のところ研究段階にはあるんですけれども、効果があるというようなことが言われておるわけであります。そして、特にこれは森林浴というのは、日本全国約80パーセントが森林と。寒河江市内も、相当のパーセント森林が占めているわけありますけれども、そういう中であって、この森林というものを活用した基地、あるいは遊歩道というものが最終的には自分の健康というものを保持し、あるいは病後のリハビリなどにも非常に効果があるというのがこの森林セラピーであります。最終的には、国の方でもこの森林セラピーについては、先ほど市長からあったように、100カ所ぐらいをめどにそれぞれ拡大をしていくというような方向性にはあるわけありますけれども、できれば医療保険などを適用できるようなところまで持っていきたいというのが国の方針ということが話されておられました。

先ほど市長からは、それぞれ寒河江市内においてもいろんなところで森林浴、あるいはウォーキングロードなどを設定をして、健康ということに対して取り組んでいられるという話がありました。それも、非常に大事なところではありますけれども、寒河江市内の大部分を占めるこの森林ということを利用した、その森林浴を利用した森林基地といいますか、森林セラピーロードといいますか、そういうものもひとつ大きな今後の山村の振興を含めながらの活力源になっていくんではないかなと、このように思って提案をさせてもらったところでもあります。そういう意味では、できましたならば、まだまだその研究段階にあるところではございますけれども、ひとつ寒河江市内でも長い目で見ていただいて、研究のテーマに置いていただければと、このように思うところあります。

それから、食に関することでありますけれども、今回、国が昨年の7月から食育基本法をスタートさせ、今年の4月からその具体的な数値目標である推進計画を出しております。そういう中であって、例えば先ほども1問で申しあげましたが、食育に関心を持っている人、70パーセントから90パーセントまで上げると。それから、今のところ朝食を欠食している児童、あるいは年齢的な世代ということで、具体的な数字を挙げておまして、特に小学校においては、朝食を欠食する児童については、最終的にはゼロパーセントまで持っていくというような数字、それから20代、30代についても、それぞれ最終的には15パーセントほどまで朝食を欠食する方なども持っていくんだという数字を出しておられます。そしてまた、食材のバランスガイド、これを参考に食をとるということなどにつきましても、その割合を60パーセント以上まで持っていくというような、具体的な数字というものを提出しておられます。

そしてまた、内臓脂肪症候群を認知する、要するに心臓や脳卒中の危険を高めるというようなこ

とがその内臓脂肪が上がることによって危険性があるわけでありましてけれども、その辺の認知している人についても、60パーセントまでに持っていくというような具体的な数字をその今回の食育基本計画の中でうたってございます。

先ほど市長からは、その計画前向きに今後検討していくというお話がございましたので、そういう意味ではその健康の生活を送るということにつきまして、早急に前向きに作成をしていただいて期待をしたいなと、このように思っているところであります。

それから、地産地消につきましても、それぞれ今後の検討課題ということで、検討委員会の中で話し合って進めていくというようなことがございました。特にこれ、地産地消につきましては、寒河江でも協議会を立ち上げて今まで取り組んできておられます。その中で、具体的なところで、例えば保育所、学校についても、それぞれ地産地消給食の日ということを決めて、地産地消の拡大に向けて取り組んでおられます。

それで、これ地産地消については、要するに地元産のものを地元産でとると、これ大変大事なところで、できましたならばもうちょっと拡大をするという意味から、幼稚園、保育所あるいは小学校でも、それ以外の日でもこの地産地消の食材を使った給食というものを実施すべきではないかなと、このように思っておるところでございます。

そしてまた、県とすれば地産地消の日を決めてそれぞれ拡大を図っておられますけれども、寒河江市としても独自の地産地消の日ということを決めた上で、市民に徹底を図っていくということなども大事なおところではないかなと、このように思っているところです。

それから、その他の等々につきましては、これから立ち上がってくる検討委員会の中で、それぞれ検討して実施されるということでありまして、期待をしたいと思っております。

それから、学校につきましては、栄養教諭の配置について、教育委員長の方からは県の方に要請と、要望ということがございました。そして、これはやっぱり大事なところで、栄養教諭、まだ山形県内には1人の方の配置がされているようでありますけれども、やはり寒河江市内に配置をしていただいて、その栄養教諭からのいろんな指導ということなどを含めながら、子供たちが健全に食育というものを理解をし、健康に結びつくということでは大事なところでございますので、この辺も今後の期待をしたいなと、このように思っているところでございます。

以上で2問終わります。

○新宮征一議長 佐藤市長。

○佐藤誠六市長 まず、森林のセラピーのことをございますけれども、1問でも答弁申しあげましたように、中山間地帯におきましては、それなりの整備された幸生なりあるいは田代にございますし、あるいはまた里前に行きますと、二の堰初めいこいの森とかいろいろありますので、あるいは散歩の道などがいろいろたくさんありますので、それらを十分に活用することからまず考えていかなくちやならないなということで、この認定を受けるといようなことについては、今のところ考えていないということをございました。

いろいろ調べましたところ、認定を受けた場合のメリットというようなことが何があるのかなと、こう思ってございますけれども、ハード面に対するところの設置整備に対する助成措置はないようございますし、それから健康増進活動費に対するところの支援もないようございます。ないからしないというわけではございけませんで、寒河江にあるものを十分に使いたいと、このような気持ちでおるわけございます。それが一つございます。

それから、食育の推進計画、先ほど前向きに立ててまいろうと、こういうことございます。教育委員会サイドにおきまして、振興計画の中に知育、徳育、体育というのに並んで食育を大きな柱にして計画を策定されるというようなことございますので、行政の分野からこの推進計画というものをどのように考えていくかということも、今度設置しようしておりますところの協議会において、これまた十分協議していききたいと、このように思っております。

また、地産地消の計画につきましては、これまでもやってきたところで、協議会もあるわけございますし、その地産地消の率を高めるということでの働きをもっともっと進めていこうと、こう思っております。例えば地産地消の日というようなことにつきましても、十分協議会の方で決めただけでは、これを実施して成果の上がるようなもの、本当に消費者にも生産者にも喜ばれるような地産地消という形に持っていかなくちやならないと、このように思いますので、十分協議してまいりたいと、このように思っております。

○新宮征一議長 残り時間あと5分です。

大谷教育委員長。

○大谷昭男教育委員長 栄養教諭についてお話をしました。

先ほどお答え申しあげましたように、食育における栄養教諭の役割の重要性にかんがみ、鋭意県の方に要請活動を続けていきたいというふうに思います。改めてお答え申しあげます。

以上です。

荒木春吉議員の質問

○新宮征一議長 通告番号17番、18番について、10番荒木春吉議員。

〔10番 荒木春吉議員 登壇〕

○荒木春吉議員 最初に、訂正しておきます。

18番の未整備農家戸数が17戸となっていますが、14戸に訂正をお願いいたします。

私は、緑政会の一員として、通告してある事項について以下質問をいたしますので、答弁をよろしくをお願いします。

通告番号17、文字・活字文化振興についてお伺いいたします。6月5日の毎日新聞の「大学淘汰」によれば、我が国の合計特殊出生率が1.2499となる中、新入歯科大生に「言語表現・日本語」の講座を準備しているとのこと。その目的は、歯科医師国家試験の質問文を理解するためと、患者との正確なコミュニケーションを図るためなのだそうです。「徒然草」の兼好法師は、持つべき三友人を銭と知恵のある人間と医師を挙げていますが、医師（くすし）とはつまり医者のことです。医師が患者の訴える言葉を理解不能では、我々の生命に直接かかわってきます。さらに、国公私立大の61パーセントに当たる421校が高校時分に配慮して補習授業を行っているそうです。昨年日本リメディアル学会（大学生向けのやり直し教育）の1万3,000人を対象とした日本語能力テストでは、国立の6パーセント、私立は20パーセント、短大生は35パーセントが中学生並みと判定されたそうです。これはゆゆしき問題であり、人は古来より、乳飲み子から鳥獣虫魚の果て、酒に至るまで歌と言葉のシャワーを浴びせて手入れと育成をしてきました。

文字・活字文化振興法は、昨年7月に公布施行された12条から成る法律です。その中で大事なのは、第5条から8条にかけての4条だと思われ。地方公共団体には文化振興に関する施策策定と体制整備を求めているが、本市におけるそれらへの取り組みはどんなものか伺います。

言語力の涵養のために、公立及び学校図書館の運営改善と向上、加えて資料の充実と条件整備の施策を求めているが、本市のそれらに対する対応を伺います。

次に、通告番号18、家畜排せつ物の処理対策について伺います。

これは、おととしの3月定例会で松田孝市議が質問した事項です。最上川と市民浴場の近辺には遊歩道とグランドゴルフ場が設置され、先週の土曜日にはスケートパークが開園しました。我が家の近くの自動車学校も、今秋には移転する予定です。憲法25条には、国民の健康で文化的な生活権と国の公衆衛生責務を定めています。家畜排せつ物が適正処理され、篤農家の作業と近辺住民の生活が共存共生できるよう担当課の尽力を望むものです。その答弁の中で、未整備14戸となっていますが、その後の対応はどうなっているのか伺って第1問といたします。

○新宮征一議長 佐藤市長。

〔佐藤誠六市長 登壇〕

○佐藤誠六市長 お答えいたします。

私の方から、家畜排せつ物の処理対策のその後の対応と状況でございます。

御案内のように、家畜の排せつ物の処理につきましては、平成11年11月に家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律が施行され、施設の整備については、5年間の猶予期間を経て平成16年11月から本施行され、家畜排せつ物の野積みや素掘りなどの不適切な処理が禁止されたのは、御案内のとおりかと思えます。そのため、施行期限が迫った平成16年3月定例議会におきまして、家畜排せつ物処理施設の整備についての一般質問がありました。御指摘のとおりでございます。当時の法律が適用になった畜産農家数や、今後の施設整備の実施予定農家数などについて答弁を申しあげたところでございました。

当時、平成16年2月時点での適用対象農家数は21戸でありまして、そのうち施設整備を完了している農家が7戸、それから施設があるものの容量不足で増設しなければならない農家が3戸、残りの11戸が未整備で、これから整備しなければならない農家は、合計14戸でございました。この14戸の整備状況につきましては、平成16年11月までの間に畜産環境整備リース事業や県単独、市単独の助成制度を活用いたしまして整備した農家は、合計7戸でございます。残る7戸の農家につきましても、自己資金で対応した農家が2戸、それから飼養頭数を縮小して従前からあった施設を利用している農家が4戸、廃業した農家が1戸となっております。このように、法適用のすべての農家については、助成制度の活用や自己資金で施設整備を実施しており、適正な対応がなされております。

今後におきましても、環境問題に対する地域の関心が高まっている中、本市で推進している有機栽培における土づくりの貴重な有機資源として堆肥の利活用を促進し、法適用外の畜産農家も含め、関係機関と連携を図りながら適正な処理を実施していただくよう指導してまいりたいと考えておるところでございます。

○新宮征一議長 大谷教育委員長。

〔大谷昭男教育委員長 登壇〕

○大谷昭男教育委員長 文字・活字文化振興に関する施策策定と体制整備についての御質問にお答え申し上げます。

御案内のとおり、文字・活字文化振興法が昨年7月29日に公布施行されました。この振興法は、国民の活字離れ、読書離れが久しく問題となっていることから、だれもが活字・文字文化を享受できるようにと、豊かな文字・活字文化を振興するための施策を総合的に推進すべく制定されたものでございます。

本市では、第5次振興計画の中に家庭、地域、学校が連携して、市民一人一人が地域の歴史文化の理解を深め、次世代を築いていく子供たちが生き生きと成長できる環境を整備する、このようにうたっており、さらに美しく、豊かで元気な心をはぐくむ人づくりを目指していくこととしております。これを受けて、現在、教育委員会では寒河江市教育振興計画の策定を進めているところであり、その中で文字・活字文化振興にかかわるものとして、すべての市民が本の楽しみに触れ、本好きな子供が育つような環境づくりをして、読書の盛んなまちづくりを目標に掲げていきたい、このように考えているところでございます。生涯の各時期においてすぐれた文字・活字文化に触れ、各自の課題解決と生きがいを創造するために、その学習の場としての図書館の果たすべき使命とその施策のあり方は、文字・活字文化の振興に大変大きな役割を占めていると思っております。

そこでまず、本市の文字・活字文化を支えて郷土を理解し、郷土を愛する心をはぐくむ学習拠点としての市立図書館についてお答えを申し上げたいと思います。これまでも図書館では、市民のニーズにこたえる資料の収集と提供に努めるとともに、読書普及活動に積極的に取り組んで、生きがいをつくり、暮らしに役立つ市民のための図書館づくりに努めてまいったところであります。現在の図書館がオープンして以来、これまで多くの市民に利用され、お話ボランティアサークルによる読み聞かせとか、短歌会や俳句会、歴史に関する研究会等の団体による図書資料を利用した勉強会が図書館を会場に活発に展開されており、読書の普及と利用拡大が図られてきているものと、このように思っております。

図書資料につきましては、年々その充実を図っておりますが、特に郷土資料等の整備に力を入れるとともに、利用者がわかりやすいように新刊コーナーを設置したり、赤ちゃん絵本コーナーなどを設けたりしております。また、文学では作家やシリーズごとに本を配置するなど、市民のニーズに対応した資料の収集・提供に努めるとともに、貸し出しについては保育所や市内小中学校への団体貸し出しをしているほか、定期的に地区の公民館や市立病院、フローラ寒河江に職員が出向いて貸し出しをするなどを行っております。

また、幼児期における絵本との出会いを支援するために、職員が乳幼児の健診時に出張して絵本の部屋を開設し、貸し出しを行ったり、図書館を会場にしたボランティアグループや職員による定期的なお話会の開催、また、その時々話題をテーマにしたブックテーマコーナーなどを設けての展示・貸し出し、さらに、図書館こどもまつりなどを実施しております。

館内の展示ホールにおきましても、図書資料の展示、寒河江の歴史にかかわる資料の特別展示など行うほか、市民の芸術文化作品の発表の場となる市民ギャラリーとしての一般市民や児童生徒に広く開放されて、学習活動の場の提供となっております。

さらに、今年度は市民に幅広く利用してもらうために、開館日を昨年度より10日間多い294日と

いたし、利用者サービスの向上を図ってまいります。

また、市民の高度化し、多様化する学習要求にこたえるために、資料やレファレンス、いわゆる調査、相談活動やりますけども、レファレンスの充実を図るとともに、来年度からの図書館業務の一部を民間に委託し、さらに開館日の拡大とともに利用時間の延長と、だれもが利用しやすいように、より一層のサービスの向上に努めていきたい、このように考えております。

次に二つ目に、学校教育における言語力の涵養についてのお尋ねがございました。

学校教育における言語力の涵養は、これからますます重要な分野になってくるものと、このように考えております。豊かな言語力を養うということによって、さまざまなかかわりの中で豊かなコミュニケーションを実現させ、それが子供たちの豊かな感性と創造的な思考力を生み、児童生徒の学習や生き方の基本となっていくと考えているからであります。

現在、小中学校においては、学習指導要領の総則に記されておりますように、学校生活全体を通して言語に対する関心や理解を深め、言語環境を整えて児童生徒の言語活動が適正に行われるようにすることを踏まえて、それぞれの小中学校において言語活動に対する指導や言語環境の整備に力を入れており、国語科における指導はもちろんのこと、学校生活全般を通して言語力の向上や言語に対する意識や関心を高めることに努めております。

平成15年度から市内の小中学校で、12学級以上の学校に学校図書館司書教諭が置かれ、その専門性を生かしながら学校図書館の運営を充実させ、環境整備を図るなど、児童生徒が読書に親しむことができる環境づくりに取り組んできているところです。また、市内すべての小中学校で朝読書に取り組んでおりますし、特に小学校におきましては、地域のお話ボランティアの支援を受けて本や紙芝居などの読み聞かせが行われ、その活動がきっかけとなって児童による読み語り活動が校内だけではなくて保育所などでも行われるなど、児童生徒の読書に親しむ活動も広がりや深まりを見せておると考えております。このような活発な読書推進の取り組みが評価されて、寒河江小学校が読書活動優秀実践校として4月23日の子供の読書の日に文部科学大臣表彰を受けたところでございます。

このような本市の恵まれた読書環境をさらに発展させていくために、今年度から寒河江小学校に読書活動推進員を配置し、校内における読書環境の整備や授業で活用する資料の整備支援、市立図書館との連携などを進めているところです。ほかの学校に対しても、その要請に応じて訪問活動を行い、読書に親しむきっかけづくりや読書の環境づくりへのアドバイスをするなど活動しております。今後も、学校教育において児童生徒が豊かな言語環境の中で言語力を養っていくことができるよう、本市教育委員会としても資料や情報を提供したり、児童生徒の実態を踏まえた指導のやり方について助言をしたりするなど、支援してまいりたいと考えております。

郷土の歴史と文化に学び、未来を担う人づくり、気品あふれるまちづくりのためにも、豊かな言語力の涵養と読書環境の整備、充実を図るなど、文字・活字文化の振興に努めてまいりたい、このように考えておるところです。

以上でございます。

○新宮征一議長 荒木春吉議員。

○荒木春吉議員 第2問であります。

逆になりますが、18番の家畜排せつ物のことなんですが、多分法律のとおり適正になったという答弁でしたが、近辺にというか、住民感情として言いますと、これから梅雨とか夏場になれば、適正に執行されていても、いろんな公害というか、黄色い害というか、臭害みたいのが多分発生されて、苦情来るんじゃないかなと思っていますが、そこら辺のことはいま少しきめ細かくやってもらいたいかなと思っています。

私も、子供が小さいころは、牛舎とかいるところに連れていって、情操教育というんじゃないですけど、生き物に触れる、そういうことをやったことがあるもんですから、余りシビアに言うとか我が身に返ってくるというか、面もありますので、そこら辺はうまく対応してもらえればかなと思っています。

次、17番の文字・活字文化振興について二つ伺ったんですが、私も山形県とか本市は、読書活動に関してうまくいっていないとは思っていません。鶴岡市の小学校なんかは、多分感想文とか活動で総理大臣賞なんかもらっていますし、今回市内でも文科省の受賞したということで、私もそれはいいんです。ただ、寒小の場合は、指導する人材にいい人がいるから多分なったんじゃないかなと、私は邪推しています。そういう1校だけじゃなくて周辺の学校にも広げてもらえれば、その人材活用になっていいんじゃないかなと思っています。

私が一番危惧するのは、子供たちは多分一生懸命先生の教えられたとおり、親の言ったとおりだと思いますが、教える先生とか我々大人がなかなかいろいろ仕事が忙しくて、そういうものに向き合う時間がない。今月号の「文芸春秋」の最後の方の投書欄に、50歳の教頭先生の投書でしたが、とにかく先生は児童生徒に本を読めと言うが、先生そのものがもう読んでいないというか、親も読んでいないし、教える先生も読んでいない。時間がないのか何がないのかわかりませんが、時間と金はやっぱり見つけてやるもんだと思いますので、そこら辺のことは……。いや、私は金はありませんが。今言葉と言いましたが、英語でいうと言葉というのはソフトパワーというんだそうですが、やっぱり憲法にも書いてあるとおり、日本はハードパワー持てないわけですから、我々市会議員もソフトパワーをハードに磨いているいろいろ活動したらいいのかなと思っています。

また、私が前に図書館のことを言ったとき、開高健という人の話しましたが、今度具体的に言うと、もっと細かい話をしますと、私の趣味でべらべらしゃべりますが、容赦願いたいと思います。私の好きな猿学者に河合雅雄というのがいます。河合雅雄さんは、一応猿学者兼童話作家でもあります。これは、たしか小学館から著作集が出ています。もう80歳過ぎの人間ですけど、こういう傑作集なんか、童話集なんかもそろえてもらえば親子ともども利用できるし、もう至福の時が送れるんじゃないかなと思っています。

それから、私漫画好きなので、漫画をよく見るんですが、難しい漫画ではありませんが、教育漫画の「家裁の人」とか、あと山上たつひこ、「がきデカ」で有名ですが、「光る風」とか、あと今で言うと介護漫画で「ヘルプマン」とかとあります。あと、医療のことだったら「ブラックジャックによるしく」、そういう漫画を設けていただいて、ハートフルセンターで出す資料なんか見るよ

りか漫画見た方が早いという感じが私はしています。こんなこと言うと怒られるんですが、多分そういうのがいいんではないかなと思っています。

以上のような要望を申しあげて、第2問終わります。

○新宮征一議長 佐藤市長。

○佐藤誠六市長 におい、いわゆる臭害といいますが、それというのは非常に対策というのは難しいんじゃないかなと、こう思っております。

法律に基づいて整備しても、あるいは法律外の施設にいたしましても、風の向きとかあるいは時によりまして、そういう臭害が出てくるときもあろうかなと、このように思っておりますが、それらに対して耐えがたいもの等々があるような場合、あるいは十分な整備がなされていないために起こってくるような場合につきましては、十分県の方の関係機関と連携をとりながら何らかの対応というようなものをしてまいりたいと、このように存じております。

○新宮征一議長 大谷教育委員長。

○大谷昭男教育委員長 学校図書館あるいは図書室のやはり資料として選定していく、そういうことの上での配慮ということだろうというふうに理解いたしました。

具体的な形でそれに携わってきている者のお話も聞いていると思いますので、関係担当課の方からお答え申しあげたいと思います。

ただ一つだけ、2問の冒頭にありました読書の持つ人間形成の意義といったことは、非常に大きいと思います。時間は、探すものだというふうなお話がありました。私も同感でありまして、前に、今はちょっとわかりませんが、ラジオ番組ですけれども、「私の本棚」という番組がございました。御記憶の方いらっしゃるとは思いますけれども、あれはたかだか15分間であります。あれを1年間続けることによって、膨大な本が読めるんですね。そのことをある本で見まして、本当に時間は自分で見つけるものというふうな感じ、何とか私自身も時間を見つけて、本と中で作者と対話していききたいなというふうに考えている、個人的な見解を述べさせていただきました。ありがとうございました。

○新宮征一議長 指導推進室長。

○菊地宏哉学校教育課指導推進室長 先ほどありました指導する人材が言語環境を高めるということがございましたけども、その指導する人材並びに支援する人ということで、本市では読書活動推進員を今年度寒河江小学校に配置しながら試行しているところでございます。

今年度の読書環境の整備状況や授業に対する影響等を考慮して、今後できるだけ多くの学校に広げていきたいなというふうに計画しているところでございます。

以上であります。

○新宮征一議長 荒木議員。

○荒木春吉議員 私、肝心なこと言うの忘れまして。

文字・活字文化振興の最後の12条が財政の支援、これが一番大事なんだ、私。これ言うの忘れまして。だから、さっき見つけるもんだと言いましたが、それはじゃんじゃん財政課長からどんどんやってください。ひとつよろしくお願いします。

○新宮征一議長 これは、財政課長の方には通告なっていないので……

(「休憩」と呼ぶ者あり)

この際、暫時休憩いたします。

再開は午前11時10分といたします。

休 憩 午前10時57分

再 開 午前11時10分

○新宮征一議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

遠藤聖作議員の質問

○新宮征一議長 通告番号19番について、20番遠藤聖作議員。

〔20番 遠藤聖作議員 登壇〕

○遠藤聖作議員 私は、日本共産党を代表して、今国会に提案され、国民的な議論を呼んでいる二つの法案について質問をいたします。もしこれが成立すれば、市民生活にも大きな影響をもたらすものであり、無関心ではいられないのであります。市長と教育委員長に率直な見解を伺うものであります。

最初に、現在参議院で審議中の医療法の改正案について、その大変な問題点を明らかにしつつ、この法案の持っているねらいと、実際に施行された場合、地方自治体ではどのような対応をするべきなのかについて市長に伺います。

今回の改正案は、国会での論戦を通じて次第に明らかにされつつありますが、既に施行済みの介護保険法や精神障害者自立支援法などと連動して、全体として国民医療や高齢者介護の質を悪化させていく深刻な内容を持っています。

第1の問題点は、患者高齢者の金銭的な負担が一層ふえていくこととあります。2年後の2008年4月からは、現在1割の窓口負担が70歳から74歳の高齢者については2割負担になります。現在かかっている医療費で試算をすると、一人当たり平均で年間約2万円負担が増加するというふうに言われています。さらに、それに先立って今年10月からは、所得が現役並みと認定された高齢者は、2割負担から3割負担になり、また療養病床に入院している70歳以上の高齢者は、居住費や食費を保険給付の対象から外され、自己負担になります。

第2の問題は、高齢者が長期入院する療養病床を5年後の2012年までに、38万床現在ありますけれども、15万床の半分以下に大幅に削減をしようとしていることとあります。それに先んじて今年7月からは、診療報酬の改定で療養病床の入院患者の半数を機械的に医療の必要性が低いと振り分け、入院患者の点数評価を引き下げます。その意味は、医療機関の経営を困難にすることで、高齢者を療養病床から追い出そうというねらいとあります。このことについて厚生労働省は、療養病床に入院している高齢者は、今後在宅治療や養護老人ホーム、有料老人ホームなどを選択することになるとしています。しかし、皆さん御承知のように、特養ホームは現在でも待機者が非常に多く、なかなか入所できません。有料老人ホームに至っては、高額な所得がないと入れないのが実態であります。さりとして在宅に戻すといっても、在宅介護や看病のできる、あるいは看介護のできる条件のある家庭は、極めて少ないというのが私たちの知っている実態であります。

現実に療養病床が削減されれば、行き場を失う高齢者が続出することが予想され、私たちの周りにはいわゆる介護難民あるいは医療難民が多数生まれかねないのであります。そもそも療養病床は、政府が2000年11月の法改正で創設したばかりの制度であります。療養型の病院への転換を全国規模で政府主導で進められてきたことは、記憶に新しいところであります。しかしながら、そうしておいて、3年もたたないのに今回の法改正では療養病床の大幅削減を打ち出すということで、患者だけでなく医療機関そのものにも大変な混乱をもたらして、病院経営の悪化につながると、不

安と懸念も広がっているのであります。

3番目の問題は、同じく2年後の08年4月から新設される75歳以上の後期高齢者医療制度の創設であります。今の保険では、サラリーマンなどに扶養されている高齢者本人は、保険料を支払っておりませんが、新制度ではすべての高齢者が自ら保険料を負担することになります。わずかな年金からも、保険料が天引きされるようになります。しかも、現在は75歳以上の高齢者は、公費医療と同様な取り扱いを受けており、資格証明書を発行されませんでしたけれども、新しい制度のもとでは保険料を滞納すると保険証を取り上げることができるという仕組みになります。資格証発行となれば、医療費の全額を一たんは窓口で支払わなければならなくなります。

4番目の問題は、本格的に混合診療の導入に道を開く法律案であることであります。いわゆる保険がきく診療ときかない診療を組み合わせる混合診療は、これまでは高度医療や差額ベッドなどに限定され、原則的には禁止されてきました。ところが、今回の法案では必ずしも高度でない先進技術であっても、国内未承認薬であっても、これらを対象に加え、混合診療の適用範囲を拡大するとしています。混合診療の拡大は、保険外の診療や患者負担が増大する一方で、保険での診療が狭められることにつながって、これまで国民の健康を守ってきた国民皆保険制度の趣旨や公的医療制度の土台を崩しかねない大きな問題をはらんでいると言わなくてはなりません。混合診療では、お金のある患者は保険がきかなくてもいい薬や治療を受けられる。貧しい患者は、保険で認められた限定的な治療しか受けられなくなるという、いわば所得の格差が医療の格差に直結する問題も発生するわけであります。このことについては、去る5月16日に日本医師会も緊急に記者会見を行って、保険外給付の拡大が混合診療の本格的導入につながらないかと懸念を表明しています。

私は、こうした問題だらけの医療法案には反対であります。現在この法案は衆議院を通過し、参議院に審議の舞台が移っており、政権与党がその成立に執念を燃やしており、今日にも委員会採決かという国会終盤の緊迫した事態を迎えています。寒河江市では、今議会に応益負担分の増税になる国民健康保険税の税率改定が提案されています。介護保険料も値上げされました。そうした負担増に加えて、この法案が国会で可決されて実施に移された場合、高齢者を中心に医療介護関連の負担増が強められることは明らかであります。以上のことを踏まえて、佐藤市長に伺います。

第1番目は、今回の改正医療法案に対する市長の見解を伺いたいということであります。

2点目は、高齢者の医療費負担を軽減するために、寒河江市独自の施策を実施すべきではないかという点について伺います。

3点目は、患者の医療費負担の軽減のためにも、市立病院でのジェネリック医薬品の大幅な採用を実施すべきではないかということについて伺います。先日この問題では、川越議員が一般的な意味でのジェネリック医薬品の採用及びその宣伝についての質問をやっておりましたけれども、私は以前にも質問したように、市立病院でこのジェネリック医薬品の大幅な採用、特に成人病関係の医薬品は、相当多数出回っているというふうには伺っています。こういう医薬品を多数採用することによって、患者の窓口の支払い部分が大幅に軽減される。これは、寒河江市の判断、寒河江市の医師の判断でできることでありますので、ぜひそのことについて一層の強化をお願いしたいということで伺いたいと思います。

次に、教育基本法の改正について教育委員長に伺います。

言うまでもなく現在の教育基本法は、戦前の軍国主義教育の反省の上に立って制定された、いわ

ばすべての教育に関する法律の土台とも支柱ともなっていて、教育の憲法と言われているものであります。その中心にある法の本質とは、皇国史観のもとに日本全体が侵略戦争に突き進み、国内外に深刻な犠牲と被害をもたらした戦前の反省を踏まえて、二度と戦争はしないという誓いを込めて、教育はその時々々の権力から独立してその影響力を排して、専ら国民の人格形成を目的として行われなければならないという点にあります。ところが、今度の国会に政府与党によって、ほぼ全部改定の事実上教育新法とも言える改正案が提案されてきました。その主要な改正部分を見ると、戦後教育を担ってきた現在の教育基本法の基幹部分をほとんど抹消し、時の政権担当者が教育の内容に干渉することを可能にする法律案となっているのであります。

今国会が18日に閉会するという緊迫した中で、国民の疑問や問題点の解明が十分に尽くせるわけもなく、最終的には採決されない見通しが強まっています。しかしながら、次の臨時国会に持ち越される可能性が高く、いずれにしても国民の教育がどのように行われるべきかという極めて大切な国民一人一人に関係する問題として、国民的な議論が必要であると考えます。そうした立場から、現行教育基本法と今回国会に提案された教育基本法改正案との大まかな対比をして、改正の意図を明らかにしてみたいと思います。

第1点は、現行の教育基本法の前文にある日本国憲法にのっとり、民主的で文化的な国家を建設し、世界の平和と人類の福祉に貢献すること、その理想の実現は、教育の力にまつべきという侵略戦争の反省の上に立って生まれた日本国憲法制定以降の教育の役割を明確にした文章が完全に削除されていることであります。

第2点は、改正案の第2条で、教育の目標を新設しました。そして、国と郷土を愛する態度など、抽象的な表現ながら20もの道徳的な目標を挙げ、その目標の達成を国民に義務づけていることであります。これらの中には、当然のように見えるものもあります。しかし、一たびあれこれの徳目を法律の中に書き込んで、さらにはその達成が教育現場に義務づけられるとすれば、その時々々の政府の意思によって特定の価値観が教育の場に持ち込まれ、強制されることにもつながると考えます。

第3の問題は、新しい法案の2条に、教育の目標と密接に関連するものとして、現行法の第10条の国家権力による教育への不当な支配を禁止した教育行政のあり方を示した条文の、教育は不当な支配に服することなく、国民全体に対し直接に責任を負って行われるべきものであるという規定を、新法では法律及び他の法律の定めるところにより行われるべきものと根本的に変えてしまったことであります。また、第6条の教員は全体の奉仕者という規定も削除してしまい、新たに9条に研修を義務づけることを盛り込みました。この現行法の命とも言える国家権力への教育への不当な支配を排除する担保となっていた10条の条文を改正案でばっさり削除したことは、教育の目標や17条に定めた教育振興基本計画とともに、時の政府が教育内容や教員の教育態度に至るまで詳細に定め、その実施を義務づけることが法律で可能になることとなります。

このように見てくると、今回の法改正のとんでもない問題点が浮き彫りになってくるのであります。その一つは、憲法改正を視野に入れた法改正になっていること。二つは、時の国家権力、政府に教育内容に至るまでの決定権を持たせていること。三つは、愛国心の涵養などを子供の心の領域にまで管理教育の対象にしようとしていること。以上の問題点を踏まえて、教育委員長の見解を伺います。

第1に、現行の教育基本法に、今、改正を必要とするような重大な欠陥があると思われるかどうか

か伺いたいと思います。

2点目は、権力の教育支配をもたらす可能性がある今回の改正案をどう見ているか伺いたいと思います。

さらには3点目として、子供の心のありようにまで踏み込む教育の目標の新設についてどのような見解をお持ちか伺いたいと思います。

以上、簡潔な答弁を期待して第1問といたします。

○新宮征一議長 佐藤市長。

〔佐藤誠六市長 登壇〕

○佐藤誠六市長 お答えいたします。

まずは、医療制度の改革に対するところの見解でございます。

今、国会で審議中の健康保険法等の一部を改正する法律案など、いわゆる医療制度改革法案に対する御質問になるわけでございますが、御案内のとおり、同法案の改正趣旨は、医療保険制度の将来にわたる持続的かつ安定的な運営を確保するため、医療費適正化の総合的な推進、あるいは新たな高齢者医療制度の創設、そして保険者の再編、統合等の措置、加えて療養病床の再編成などを平成18年10月から順次平成24年4月までに講ずることであるということは、承知しておるところであります。また、同法案については、本年5月18日、衆議院で可決されて、現在御指摘のように、御案内のように、参議院で審議中でございます。

さて、同法案に対する問題点として何点かの御指摘がありました。初めに、高齢者の現役並み所得者の負担割合を現行の2割から3割に改正することについてでございますが、本市の70歳以上の高齢者の状況について申し上げますと、国保に加入している70歳以上の高齢受給者数は1,274人、そのうち現役並み所得者数は37人で、高齢受給者全体に占める割合は2.1パーセントとなっております。また、原則75歳以上の老人保健対象者数は、6,529人であります。そのうち、現役並み所得者数は180人で、老人保健対象者全体に占める割合は2.8パーセントとなっております。

御案内のとおり、現役並み所得の考え方は、従来からサラリーマンの現役世代の平均的収入を基礎として設定されており、現在月収28万円、住民税課税所得145万円以上となっております。70歳以上の方で現役並み所得を有する方は、現役並みの御負担をしていただくという趣旨であると理解しております。また、平成20年度からの2割負担に引き上げられることも承知しております。しかしながら、これら窓口負担の引き上げに伴っての緩和措置として、御案内のとおり、改正案では低所得者について高額医療費の自己負担限度額を現行どおり据え置くこととしているところであります。

また、療養病床に入院する高齢者の食費、それから居住費の見直しの件でございますけれども、介護保険制度との整合性を図る趣旨から改正しようとしているものと考えております。

次の療養病床の削減についてでございますが、国では平成23年度末まで医療の必要性に応じた療養病床の再編成をし、医療の必要性の低い患者については、病院ではなく在宅居住系サービス、または老健施設で受けとめることで対応しようとしております。

それから、次の新たな高齢者医療制度の創設についてでございますが、御案内のとおり、老人保健法の一部改正の中で、高齢者の医療の確保に関する法律に改めることとなっております。全国市長会としましても、この間、制度の創設にはその推移を注視したことでありますが、保険者を国保のような市町村ではなく、広域連合という形で都道府県ごとに一つの保険者としてしようとしているものと受けとめております。また、現行老健制度の課題を克服するために、75歳以上の独立した医療制度の創設であると考えております。

次の混合診療についてでございますが、現在保険診療と保険外診療を兼ね備えた特定療養費制度

がありますが、今回の改正案では保険診療と保険外診療の位置づけを明確にする観点から、特定療養費を廃止して保険外併用療養費を新設するものであると理解しております。

最後になりますが、今回の改正に伴い高齢者の医療費負担を軽減するために、寒河江市独自の施策を実施する考えはないかということでございますが、今、医療制度改革法案については、御案内のように、国会で審議中のことであり、国の根幹となる制度でございますから、一自治体としての対応できるような施策の展開については、困難な状況にあることを御理解いただきたいと思います。

ただ、全国市長会あるいは地方6団体として、この制度の地方に及ぼす影響というようなものも十分考慮して、求められるところの要請、要望というものを重ねておることをつけ加えさせていただきたいと思います。

次に、市立病院でのジェネリック医薬品の採用についてのことでございます。ジェネリック医薬品の採用については、毎月院内で開催している薬事審議会に諮りまして、必要と認められた場合に採用しています。最近、ジェネリック医薬品の採用品目数が少なからず伸びてきたと、このような実態にございます。御質問は、大幅な採用を実施すべきだということでございますが、前にも申しあげておるように、一つはジェネリック医薬品の中には先発医薬品と同じ成分であっても、保険が適用ならないものもあります。それから、山形大学から派遣されている多くの非常勤の医師や常勤医師がおりまして、採用品目について調整をいろいろ、ジェネリックを採用するように調整を図っておるところでございます。しかし、常勤医師は勤務交代がありますし、非常勤の医師は大学や市立病院あるいは別の病院で、同じようなジェネリック医薬品の名前が違った場合、同じ効果の薬であっても、処方すべき処方せんへの指示はどうしても複雑になりやすいというような受けとめ方もしておるわけでございますが、どうしても最も知られているところの名前の医薬品を用いるような傾向があるということは、否めないところでございます。

それから、先発薬品は一つでありましても、後発薬品は名前が違う、製造元が違うということで、いろいろ名前があるわけございまして、これらの事情がありますので、大幅な採用するということは、ちょっと難しい面があるというような実態にあることを御理解いただきたいと思います、このように思います。

以上です。

○新宮征一議長 大谷教育委員長。

〔大谷昭男教育委員長 登壇〕

○大谷昭男教育委員長 教育基本法の改正についての御質問にお答え申し上げます。

平成12年12月に内閣総理大臣の諮問機関である教育改革国民会議から、教育を変える17の提案が報告され、その中で15の具体的施策とともに教育基本法の見直しと、教育振興基本計画の策定の必要性が提言されております。その中で、日本の教育は、戦後50年以上にわたって教育基本法のもとで進められてきた。この間、教育は著しく普及し、教育水準は向上し、我が国の社会経済の発展に貢献してきた、このように述べております。まさしくそのとおりであって、欠陥はあると思うかということが第1問の御質問でしたが、私はこれまで貢献こそあれ欠陥はなかったと考えております。

しかしながら、教育基本法制定当時とは社会状況は大きく変化し、教育のあり方そのものが問われていることも事実であります。さらに、高校、大学進学率の著しい上昇や生涯学習社会への移行など、教育のあり方も変容を遂げてきております。さらに、教育活動についてもさまざまな問題が生じており、将来に向かって新しい時代の教育の基本を明確に提示し、それを確実に実現していくこと。さらには、都市化や消費社会の拡大が進んで、家庭、学校、地域社会の力が小さくなっている現状であるからこそ、今、次世代を見据えた改正が必要になってきていると考えているところで

す。

次に、権力の教育支配をもたらす可能性がある今回の改正案をどう見ているかという御質問にお答え申し上げます。教育基本法の改正に向けては、教育改革国民会議の報告を受け、平成13年には中央教育審議会に諮問され、二十数回の会議の後に中間報告が出され、それをもとに国民各層から意見を聞くために、1年以上もかけてだれもが参加できる手紙やファックス、メールによる意見募集を行うとともに、「一日中教審」と称して各地で公聴会など開いております。さらにその後、中央教育審議会で審議を重ね、平成15年3月に答申が出されております。その後においても、全国で教育改革フォーラムが開催されたり、教育改革タウンミーティングが開催されるなど、広く国民的な議論の場を設け、さまざまな意見を徴収しております。

このような過程で作成されたものであり、中央分権が今後さらに進展するだろうこれからの社会において、国と地方公共団体との適切な役割分担及び相互協力のもとで推進していくことを明記することは当然だと考えます。そのためにも、教育基本計画をつくり、相互理解を進めていかなければ、全国的な教育の機会均等と教育水準の維持向上を図ることは、これからの社会では難しくなるのではないかと考えます。

権力の教育支配をもたらす可能性があるという心配でしたが、民主主義を基盤とする法治国家である我が国において、そのようなことはあってはならないし、また起こり得ることではないと考えております。

最後に、子供の心のありようにまで踏み込む教育の目標新設についての御質問でしたが、内容を見てみますと、一つは幅広い知識、教養豊かな情操、道徳心、健やかな身体を養うことであり、一つは能力の伸長、自主性、自立性、職業の重視であり、一つは正義と責任、自他の敬愛、男女の平等、公共の精神であり、一つは生命や自然の尊重、環境の保全であり、一つは伝統文化の尊重、我

が国の郷土を愛し、他国を尊重するであります。

これらは、教育の目的であります「教育は人格の完成を目指し、平和的で民主的な国家及び社会の形成者」に成り得るために必要なものであり、そういう心や態度を育てることは、現在及び将来にわたり大切なことだと考えます。今後国民に共通の理解が得られるように、国会においてさらに審議が深められるものと考えますので、その推移を注意深く見守っていきたいと考えております。

以上です。

○新宮征一議長 遠藤聖作議員。

○遠藤聖作議員 大きいテーマを二つも質問に入れたもんですから、どうしても長くなってしまいました。

質問者の経験不足、いわゆる1時間半のやつを1時間でやんなきゃいけないという、そういう経験不足からくるものでありまして、今後努力して直していきたいと思えますけれども。

市長、医療費、今回の医療法の改正案の背景にある問題が、非常に大きな問題がいわゆる高齢者の年収の問題があります。高い部分は、確かにいわゆる現役並みの問題は、それでいいのかもしれませんが。だけれども、国民年金の受給者は、今900万人いるというふうに言われています、国民年金だけの受給者というのは、その平均受給額は、月額4万6千円なんですね。50万そこそこしか年額もらっていない人が900万人いる。そういうのが背景にあるということが一つあります。

マスコミのアンケートでも、いろんなアンケートとられていますけれども、いわゆる世論調査の中で、お年寄りに対する回答が老後の生活が非常に心配だというのがまず半分以上いる。貯蓄が十分でない。年金や保険が十分でない。いわゆる生命保険ですけども。こういうのに不安を持っている人が7割近くなるんです。こういうのが背景にあって、今回の医療法の改正があるということをひとつしっかりと全体的なものを踏まえなきゃいけないというふうに思います。

そのほかに、御存じのように、所得税から配偶者控除がなくなったり、あるいは高齢者控除が今年からなくなりました。公的年金の所得控除も減らされました。あげくの果てに、消費税の増税を考えていると政府は公言しているわけですけども、定率減税も廃止されるということで、こういういわばお年寄りを取り巻く経済的な背景があるということをひとつしっかりととらえる必要があるということでもあります。

そういう中で、70歳以上の高齢者の負担をいわゆる1割から2割に、あるいは2割から3割にということになされるということなんです。これについて、後期医療制度の創設に対して、元厚生労働省の老人保健局長だった人、これは今大阪大学の教授しているようですけども、この人が後期高齢者という医療制度について、医療費がかさむ高齢者層、高齢者層、要するに医療費が年寄りは大変かかるわけです。いっぱい医者にかかっているし、いろんな病気持っている。そういうお年寄りをひとまとめにして、効率的な診療報酬によって、それらの者の総医療費を思い切って抑制することが新しい制度に隠された真のねらいだというふうに発言をしています。言葉を変えて言うと、うば捨て山と同じだというふうに痛烈に批判している。これは、厚生労働省の大幹部だった人なわけですけども、こういう人がもうこの制度の問題点を指摘をしているという問題点があるのであります。

高額医療費の定額部分についても、7万2,300円ですね。これ、払えないです、普通年寄りは。人工透析についても、同じく食事が自己負担になるとか、何から何までも大変な状態がやられようとしているということがあるということをやっぱり市長はしっかりつかまえる必要があるんじゃないかというふうに思います。

それで、法が採択されていないというふうな中で、自治体としての対応について聞かれても、今はお答えできないという答弁でした。それは、ある程度理解できますけれども、ぜひこうしたこと

の背景を理解した上で、さまざまな高齢者に対する救済の手を差し伸べていただきたい。もう少したつとよりはっきりしますので、そういうことも踏まえた上での対応について私たちは注視をしていきたいというふうに思います。

それから、教育基本法についてですけれども、これまた採択されていないので、何とも言えないのでありますけれども、これは現と改正案とのこの比較をしてみるとよくわかるんです。文科省のホームページにその比較対照したやつのデータが載ってましたので、それを引っ張り出してみたんですけれども、実に鮮やかにその違いがわかります。その中で、教育の目標というのが新しく設定をされて、その目標には、整理すると20になるというふうに言っているようでありますけれども、五つの項目に分かれて目標を設定しています。確かに抽象的で、第1問でも言いましたように、何となく納得しちゃうようなものがたくさんあるんです。ところが、具体的にそのものを目標として定めてしまうと、その次があるんです。そのためにはどうするかというのが必ず出てきます。

今、一番大きく問題になっているのがその愛国心の問題が国と郷土を愛するというくだりで一くくりされていますけれども、大きな問題、社会問題になっていて、国会でも取り上げられています。通信簿に、国を愛する心について3段階にランクづけをなささいという通信簿をやっている教育委員会が全国でたくさんありました、調べてみたら。福岡とか埼玉とか千葉とか茨城とか滋賀とか、実にたくさんの府県でやられていたようでありますけれども、この山形県でも三川町でやっていたということがわかったんですけれども。要するに国を愛する心が強いが弱い、あるいは何ををもってそれを3段階でランクづけするのかということになると、これは困ったことになるわけです。さすがに文部科学省も、それは行き過ぎだと。あるいは首相も、こんなことはやるべきでないというふうに国会で言っちゃったものですから、慌てて先取りしてやっていた自治体ではそれを取りやめするような方向に進んでいるようなんですけれども、このように物事が進んでいくというふうに私は思うんです。

国をどのように愛していくかというふうなことには、学校の先生だって判定のしようがないですよ、子供たちに対しては。そういうふうなことを20項目について全部やるというわけです。こういう、しかもそれを法律で決めちゃう、そこが今の教育基本法との大きな違いの一つなんです。そこんところをやっぱり皆さん方教育預かっているわけですので、しっかりと自戒した上で物事を進めていただきたいというふうに思います。

一般に現在の教育基本法は、国民全体に直接責任を負うというふうなうたっています。その意味は、これまで教育勅語やあるいはお国が言ったことだということで教育がやられたのに対して、戦後の教育の出発点は、そういう政府や行政機関のいわゆる代弁ではなくて、国民に直接責任を負うという意味は、どういう意味かといいますと、子供の学習する権利あるいは学ぶ権利に対して、子供、父母、国民に教師が直接責任を負うと。教育にかかわる者の良心と自主性に基づいて行うということなんだそうです。私教育者でないのによくわかりませんが。そういうふうに、要するに周囲の雑音に惑わされないで、子供の全人格的な発達を保障していくための手だてを教師はやるんだということで、国がこう言ったから、あるいはどここの政党がこう言ったからとかいうふうなものではなくて、あるいは国の将来役に立つ人材をつくるんだとかという、そういうことではなくて、子供自身が全人格的な発達を遂げていく保障をするんだということを言っています。

この教育基本法の問題については、実は国連が日本の教育に対して2回勧告やっているんですね。

ということかということ、日本の教育が非常に子供に対して高度に競争的で、教育制度のストレスによって発達障害にさらされていると。そういうことを懸念して、適切な措置をとるように勧告した、これが1998年です。2回目は、それが十分やられていない。2004年にやられています。そこでは、学校制度に過度に競争的な性格への改善が、勧告を行ったにもかかわらず十分なフォローが行われていない。日本政府の怠慢を指摘したというふうに、2回も勧告されているんです。これは、世界で日本の教育をどう見ているかと、現状を、いうふうに反映しているわけですがけれども、これは今の教育基本法がどうのこうののではなくて、教育の実態がいわゆる教育基本法を精神を外れてしまっていて、企業の役に立つ人材育成とか、そういう方向に非常に集約化されてきているという点を指摘しているわけでありまして。

実は、日本の教育基本法が非常にすぐれているということを証明している例として、フィンランドの教育改革の問題がよく言われています。フィンランドでは、日本の教育基本法から学んで教育改革をやったというふうに言われています。9年間の無償の義務教育とか、人格の完成を目指していくとか、教育の目的です。あるいは、権力からの独立というような問題なども、きちんと学んで実施していると。詳しくは、今時間がなくて言えませんが、実はこのフィンランドというのは、国際的な学力調査では連続世界一なんだそうです。その理由というか、その背景として、いわゆる競争主義、人をけ落としていくような競争主義ではなくて、おくれた子も進んだ子も、一緒に一緒にのグループで学び合っていて、助け合っていて、それを先生が手助けをしてやっていくというふうなやり方をしているし、いわゆる教科書検定などというのも廃止をしている。しかも、眼目は、20人程度の少人数学級だというふうに言われています。こういう意味では、学ぶことが逆に外国の方が日本の教育基本法から学んでやっているという意味で、今度の法改正はその逆を行くような内容になっているんじゃないかということをおぼろげに懸念しているわけでありまして。

そこで、教育委員会にお尋ねしますが、そういう高尚な議論とは別に、今、国の新しい法律案を先取りするような形で基本計画の検討を開始しているようでありまして。その中で、いろんな抽象的な表現が列記されておりますけれども、それについていろんな意見を求めるというようなやり方をしているようでありましてけれども、振興計画、施策体系案ということで、検討委員会に付託した全体が非常に抽象的で何ですけれども、同時にさっき言ったように、医療の問題と同じように、市民の背景がどうなっているかということも、やっぱり考える必要があるんです。

今、父母の所得の格差の拡大や、非常に深刻になっている実態が寒河江ではあるというふうに思います。要援助の子供が8年前の倍になっています。これは、やっぱり相当深刻な事態、子供を取り巻く状況としては、親の経済状況もあるということを示していると思います。こうしたことを踏まえて、この教育振興計画は作成する必要があるんじゃないかというふうに思います。そこら辺がどのように検討されるのか教えていただきたい。

それから、学力テスト今やっているようだけれども、全国统一学力テストではなくて、特定業者の学力テストのようで、全国的な比較とか、そういうのはしないというふうに言っていますけれども、ただ同一テストの学校比較あるいはクラス比較あるいは学年比較というようなことがやられているようだけれども、このねらいと意図についてもお聞かせいただきたい。

一方、少人数学級が非常に進んできて、寒河江でも定着をしつつあるというようなことでもありますけれども、さらにこれを強力に推進していくための手だてについてもお聞かせをいただきたい。

時間がないので、そんなところで答弁をお願いしたいと思います。

○新宮征一議長 遠藤聖作議員。

○遠藤聖作議員 大きいテーマを二つも質問に入れたもんですから、どうしても長くなってしまいました。

質問者の経験不足、いわゆる1時間半のやつを1時間でやんなきゃいけないという、そういう経験不足からくるものでありまして、今後努力して直していきたいと思えますけれども。

市長、医療費、今回の医療法の改正案の背景にある問題が、非常に大きな問題がいわゆる高齢者の年収の問題があります。高い部分は、確かにいわゆる現役並みの問題は、それでいいのかもしれませんが。だけれども、国民年金の受給者は、今900万人いるというふうに言われています、国民年金だけの受給者というのは、その平均受給額は、月額4万6千円なんですね。50万そこそこしか年額もらっていない人が900万人いる。そういうのが背景にあるということが一つあります。

マスコミのアンケートでも、いろんなアンケートとられていますけれども、いわゆる世論調査の中で、お年寄りに対する回答が老後の生活が非常に心配だというのがまず半分以上いる。貯蓄が十分でない。年金や保険が十分でない。いわゆる生命保険ですけども。こういうのに不安を持っている人が7割近くなるんです。こういうのが背景にあって、今回の医療法の改正があるということをひとつしっかりと全体的なものを踏まえなきゃいけないというふうに思います。

そのほかに、御存じのように、所得税から配偶者控除がなくなったり、あるいは高齢者控除が今年からなくなりました。公的年金の所得控除も減らされました。あげくの果てに、消費税の増税を考えていると政府は公言しているわけですけども、定率減税も廃止されるということで、こういういわばお年寄りを取り巻く経済的な背景があるということをひとつしっかりととらえる必要があるということでもあります。

そういう中で、70歳以上の高齢者の負担をいわゆる1割から2割に、あるいは2割から3割にということになされるということなんです。これについて、後期医療制度の創設に対して、元厚生労働省の老人保健局長だった人、これは今大阪大学の教授しているようですけども、この人が後期高齢者という医療制度について、医療費がかさむ高齢者層、高齢者層、要するに医療費が年寄りは大変かかるわけです。いっぱい医者にかかっているし、いろんな病気持っている。そういうお年寄りをひとまとめにして、効率的な診療報酬によって、それらの者の総医療費を思い切って抑制することが新しい制度に隠された真のねらいだというふうに発言をしています。言葉を変えて言うと、うば捨て山と同じだというふうに痛烈に批判している。これは、厚生労働省の大幹部だった人なわけですけども、こういう人がもうこの制度の問題点を指摘をしているという問題点があるのであります。

高額医療費の定額部分についても、7万2,300円ですね。これ、払えないです、普通年寄りは。人工透析についても、同じく食事が自己負担になるとか、何から何までも大変な状態がやられようとしているということがあるということをやっぴり市長はしっかりつかまえる必要があるんじゃないかというふうに思います。

それで、法が採択されていないというふうな中で、自治体としての対応について聞かれても、今はお答えできないという答弁でした。それは、ある程度理解できますけれども、ぜひこうしたこと

の背景を理解した上で、さまざまな高齢者に対する救済の手を差し伸べていただきたい。もう少したつとよりはっきりしますので、そういうことも踏まえた上での対応について私たちは注視をしていきたいというふうに思います。

それから、教育基本法についてですけれども、これまた採択されていないので、何とも言えないのでありますけれども、これは現と改正案とのこの比較をしてみるとよくわかるんです。文科省のホームページにその比較対照したやつのデータが載っていましたので、それを引っ張り出してみただけですけれども、実に鮮やかにその違いがわかります。その中で、教育の目標というのが新しく設定をされて、その目標には、整理すると20になるというふうに言っているようでありまして、五つの項目に分かれて目標を設定しています。確かに抽象的で、第1問でも言いましたように、何となく納得しちゃうようなものがたくさんあるんです。ところが、具体的にそのものを目標として定めてしまうと、その次があるんです。そのためにはどうするかというのが必ず出てきます。

今、一番大きく問題になっているのがその愛国心の問題が国と郷土を愛するというくだりで一くくりされていますけれども、大きな問題、社会問題になっていて、国会でも取り上げられています。通信簿に、国を愛する心について3段階にランクづけをなささいという通信簿をやっている教育委員会が全国でたくさんありました、調べてみたら。福岡とか埼玉とか千葉とか茨城とか滋賀とか、実にたくさんの府県でやられていたようでありまして、この山形県でも三川町でやっていたということがわかったんですけれども。要するに国を愛する心が強いが弱い、あるいは何を以てそれを3段階でランクづけするのかということになると、これは困ったことになるわけです。さすがに文部科学省も、それは行き過ぎだと。あるいは首相も、こんなことはやるべきでないというふうに国会で言っちゃったものですから、慌てて先取りしてやっていた自治体ではそれを取りやめするような方向に進んでいるようではありますけれども、このように物事が進んでいくというふうに私は思うんです。

国をどのように愛していくかというふうなことには、学校の先生だって判定のしようがないですよ、子供たちに対しては。そういうふうなことを20項目について全部やるというわけです。こういう、しかもそれを法律で決めちゃう、そこが今の教育基本法との大きな違いの一つなんです。そこんところをやっぱり皆さん方教育預かっているわけですので、しっかりと自戒した上で物事を進めていただきたいというふうに思います。

一般に現在の教育基本法は、国民全体に直接責任を負うというふうなうたっています。その意味は、これまで教育勅語やあるいはお国が言ったことだということで教育がやられたのに対して、戦後の教育の出発点は、そういう政府や行政機関のいわゆる代弁ではなくて、国民に直接責任を負うという意味は、どういう意味かといいますと、子供の学習する権利あるいは学ぶ権利に対して、子供、父母、国民に教師が直接責任を負うと。教育にかかわる者の良心と自主性に基づいて行うということなんだそうです。私教育者でないのによくわかりませんが。そういうふうに、要するに周囲の雑音に惑わされないで、子供の全人格的な発達を保障していくための手だてを教師はやるんだということで、国がこう言ったから、あるいはどここの政党がこう言ったからとかいうふうなものではなくて、あるいは国の将来役に立つ人材をつくるんだとかという、そういうことではなくて、子供自身が全人格的な発達を遂げていく保障をするんだということを言っています。

この教育基本法の問題については、実は国連が日本の教育に対して2回勧告やっているんですね。

ということかということ、日本の教育が非常に子供に対して高度に競争的で、教育制度のストレスによって発達障害にさらされていると。そういうことを懸念して、適切な措置をとるように勧告した、これが1998年です。2回目は、それが十分やられていない。2004年にやられています。そこでは、学校制度に過度に競争的な性格への改善が、勧告を行ったにもかかわらず十分なフォローが行われていない。日本政府の怠慢を指摘したというふうに、2回も勧告されているんです。これは、世界で日本の教育をどう見ているかと、現状を、いうふうに反映しているわけですがけれども、これは今の教育基本法がどうのこうののではなくて、教育の実態がいわゆる教育基本法を精神を外れてしまっていて、企業の役に立つ人材育成とか、そういう方向に非常に集約化されてきているという点を指摘しているわけでありまして。

実は、日本の教育基本法が非常にすぐれているということを証明している例として、フィンランドの教育改革の問題がよく言われています。フィンランドでは、日本の教育基本法から学んで教育改革をやったというふうに言われています。9年間の無償の義務教育とか、人格の完成を目指していくとか、教育の目的です。あるいは、権力からの独立というような問題なども、きちんと学んで実施していると。詳しくは、今時間がなくて言えませんが、実はこのフィンランドというのは、国際的な学力調査では連続世界一なんだそうです。その理由というか、その背景として、いわゆる競争主義、人をけ落としていくような競争主義ではなくて、おくれた子も進んだ子も、一緒に一緒にのグループで学び合っていて、助け合っていて、それを先生が手助けをしてやっていくというふうなやり方をしているし、いわゆる教科書検定などというのも廃止をしている。しかも、眼目は、20人程度の少人数学級だというふうに言われています。こういう意味では、学ぶことが逆に外国の方が日本の教育基本法から学んでやっているという意味で、今度の法改正はその逆を行くような内容になっているんじゃないかということをおぼろげに懸念しているわけでありまして。

そこで、教育委員会にお尋ねしますが、そういう高尚な議論とは別に、今、国の新しい法律案を先取りするような形で基本計画の検討を開始しているようでありまして。その中で、いろんな抽象的な表現が列記されておりますけれども、それについていろんな意見を求めるというようなやり方をしているようでありましてけれども、振興計画、施策体系案ということで、検討委員会に付託した全体が非常に抽象的で何ですけれども、同時にさっき言ったように、医療の問題と同じように、市民の背景がどうなっているかということも、やっぱり考える必要があるんです。

今、父母の所得の格差の拡大や、非常に深刻になっている実態が寒河江ではあるというふうに思います。要援助の子供が8年前の倍になっています。これは、やっぱり相当深刻な事態、子供を取り巻く状況としては、親の経済状況もあるということを示していると思います。こうしたことを踏まえて、この教育振興計画は作成する必要があるんじゃないかというふうに思います。そこら辺がどのように検討されるのか教えていただきたい。

それから、学力テスト今やっているようだけれども、全国统一学力テストではなくて、特定業者の学力テストのようで、全国的な比較とか、そういうのはしないというふうに言っていますが、ただ同一テストの学校比較あるいはクラス比較あるいは学年比較というようなことがやられているようだけれども、このねらいと意図についてもお聞かせいただきたい。

一方、少人数学級が非常に進んできて、寒河江でも定着をしつつあるというようなことでもありますけれども、さらにこれを強力に推進していくための手だてについてもお聞かせをいただきたい。

時間がないので、そんなところで答弁をお願いしたいと思います。

- 新宮征一議長 佐藤市長。
- 佐藤誠六市長 全体像を見て対応をしなくちゃならないという、全くのことだろうと思っておりますが、今超高齢化社会でございまして、20年後ですか、あたりにはピークに達すると、高齢化人口が。そういう中で、年金改革も行われておりますし、いろいろな……
- 新宮征一議長 残り時間あと5分です。
- 佐藤誠六市長 構造改革の中での医療改革も立て、あるいは税制改革も行われておるわけございまして、社会奉仕制度の財源問題ということも出てきておるわけございまして、ですからこそ、先ほども話がございましたように、今年の10月からは70歳以上で520万の人というものは、現行の2割の窓口負担というようなことになるわけございまして、70から75歳の人も、20年4月からは2割に上がるというような実態があるわけございまして、いわゆる高齢者の方々には負担を強いような制度というものが目につくことは確かだろうと、このように思っております。
ですからこそ、この負担する可能なものはそれとしましても、収入の少ない低所得者についての配慮というようなものは、やっぱり考えてもらわなくちゃなりませんし、国におきましてもそれはやっておるといふふうに一応見られるのだろうと、このように思っておりますが。そういう中で特にこの後期高齢者の問題が出てくるわけございまして、平成20年からスタートするというようになっておるわけございまして、それらに対応している全国の市長会なりあるいは地方6団体におきましても、国、県、市町村挙げてそれに対策が講ぜられるようなということを取り組みをし、国に対しても物を申しておるわけございまして、市といたしましても、そういう国の動きなりというものを注視しながら、国に対して要請、物申すというようなことをしておいて、国においても十分これを取り上げて審議されるようにと、このように思っております。

○新宮征一議長 教育長。

○芳賀友幸教育長 お答えいたします。

ただいま第2問でいただいた質問項目については、あらかじめいただいた要旨の中に、質問事項の中に直接的に入っていなかったんでないかなと思いますので、御了承いただきたいと思います。

平成18年6月第2回定例会

散 会 午後零時09分

○新宮征一議長 以上で一般質問は全部終了いたしました。本日はこれにて散会いたします。
大変御苦労さまでした。